

保険料クレジットカード払特約条項

(2026年1月2日改正)

第1条（特約条項の適用）

- この特約条項は、保険契約の締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者からクレジットカードにより保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用されます。
- この特約条項を適用する場合には、つきの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）が当会社の指定するクレジットカードであること
 - 指定カードが指定カードの名義人とクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与され、かつ、使用を認められたものであること
 - 指定カードの名義人がカード会社の会員規約等にもとづいて、保険料の払込に指定カードを使用すること
- 当会社はこの特約の適用の際に、指定カードの有効性および保険料が指定カードの利用限度額の範囲内であること等（以下「指定カードの有効性等」といいます。）の確認を行います。

第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
- 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。

第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、当会社が指定カードの有効性等の確認を行ったうえで、主約款に定める払込期月中の当会社の定めた日（以下「決済日」といいます。）に当会社に払い込まれるものとし、その日を保険料の払込のあった日とします。
- 同一の指定カードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は当会社に対しその払込順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、払い込むべき保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 第1項の規定にかかわらず、つきのいずれにも該当するときは、保険料の払込はなかったものとします。
 - 当会社がカード会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - カード会社が指定カードの名義人（カード会社の会員規約等により、指定カード利用にもとづく支払債務を負

う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと

- 第1項の規定による指定カードの有効性等の確認ができなかった場合であっても、その確認ができなかった項目が当会社の定める項目であるときは、払い込まれなかった保険料（月払契約の場合、翌月分と合わせて2か月分の保険料）は再度当会社が指定カードの有効性等の確認を行ったうえで、決済日の翌月の応当日に払い込まれるものとし、その日を保険料の払込のあった日とします。
- 第5項の規定による指定カードの有効性等の確認ができなかった場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内に払込期月が到来している保険料（主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合は一括払すべき保険料）を、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ当会社に申し出てください。
- 保険契約者が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ当会社に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、保険契約者は指定カードを他のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第5条（特約の消滅）

つきの場合には、この特約は効力を失います。

- 保険契約が消滅または失効したとき
- 保険料の前納を行ったとき
- 保険料の払込を要しなくなったとき
- 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- 第1条（特約条項の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
- 当会社が指定カードの有効性等の確認ができなかったとき（第3条（保険料の払込）第5項の規定に該当する場合または第6項の規定により保険料が払い込まれた場合を除きます。）
- 第3条第4項に該当したとき

第6条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第7条（契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合には、つきのとおり取り扱います。

- この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- つきのいずれかの保険契約である場合には、第1号の規定を適用しません。
 - 医療保障保険（個人型）
 - 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - 5年ごと配当付個人年金保険
 - 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
 - 5年ごと利差配当付個人年金保険
 - 予定利率変動型無配当個人年金保険

保険証券および約款とともに保管ください。

第8条（契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合または追加したパッケージ内契約に付加した場合の特則）

1. この特約を契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合には、この特約は、第5条（特約の消滅）第1項各号に掲げる場合に加えて、保険料の自動貸付を行ったときについても効力を失います。
2. 契約日が2026年1月1日以前の保険契約にパッケージ内契約を追加した場合で、かつ、その追加したパッケージ内契約にこの特約を付加した場合には、第1項の規定を準用します。

保険証券および約款とともに保管ください。